

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

平成29年3月1日（水）午前9時30分～午前10時45分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 10名

1番	高槻 祥治	出
2番	池田 俊一	出
3番	笠原 幸男	欠
4番	高月 周次郎	出
5番	武井 邦男	出
6番	栗目 公人	出
7番	岸野 敏夫	出
8番	川上 敏雅	出
10番	奥村 純一	出
11番	小原 勉	欠
12番	高橋 寛行	出
13番	中村 徹	出

## 4. 議事日程

- (1) 議案第61号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第62号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第63号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第64号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について  
（所有権移転に関するもの）
- (5) 議案第65号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の決定について
- (6) 議案第66号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の決定について

## 5. 議案概要

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成28年度第12回農業委員会総会を開催します。 本日、3番委員さんと11番委員さんは欠席です。 会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。 署名委員は6番 栗目委員さんと、7番 岸野委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>61</u>号から議案第<u>66</u>号の<u>6</u>議案です。</p>
議 長	<p><b>議案第<u>61</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>7</u>件議題といたします。</b> 事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上7件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号<u>59</u>番から<u>62</u>番につきまして、互いに関連があるため、一括で審議します。地元委員さんの意見をお願いします。</p>
13番委員	<p>事案番号59番から62番の土地がある地区を、ほ場整備をする事になりました。事案番号59番から62番の土地は現在、相続人がおらず、相続財産管理人がはいっておられます。ほ場整備の関係で管財人の方から申し出があり、譲受人4名の方に譲渡することとなりました。 一括審議となりますが、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号<u>59</u>番から<u>62</u>番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号<u>59</u>番から<u>62</u>番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号<u>63</u>番及び<u>64</u>番は互いに関連がありますので、一括で審議します。</p>

<p>2 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>事案番号 6 3 番と 6 4 番の譲渡人と譲受人は、親子です。息子さんへ譲渡し、名義変更をされます。問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>6 3</u> 番及び <u>6 4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>6 3</u> 番及び <u>6 4</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>10 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>6 5</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>この土地を売買します。便利が悪い土地ですが、譲受人が耕作されるという事ですので、問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>6 5</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>6 5</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>議案第 <u>6 2</u> 号 農地法第 4 条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。</b></p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>農地区分については、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としております。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p>

議 長	事案番号 <u>23</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
10番委員	この土地が、道路よりも非常に低いという事で盛土をしてかさ上げされます。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>23</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
7番委員	土を入れるという事は、転用ではないのですか。
事務局	一時転用期間で土をいれて、4月以降に畑として使用し、木を植える計画があると聞いています。 後に田から畑に地目変更をされます。農地のままです。
7番委員	地目変更するという事ですね。はい、わかりました。
議 長	他にご意見はございませんか。  (異議なし)  異議がございませんので、事案番号 <u>23</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	<b>議案第 <u>63</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>2</u> 件議題といたします。</b> 事務局の説明をお願いします。
事務局	(議案朗読説明) <div style="border: 3px double black; padding: 10px; text-align: center;">農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>37</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
7番委員	担当の笠原委員さんが欠席ですので、私の方から報告させていただきます。写真の家が空き家バンクに登録されていた家です。この空き家を、譲受人が購入されました。譲受人は、他の市で飲食業をされている会社です。空き家に付属しております

<p>議 長</p>	<p>た土地、1, 298㎡を露天駐車場に転用するという事案です。譲渡人は、町外にお住まいです。雨水の問題がありますが、この土地の西側に大きな排水路がありますので、問題はないと思います。ただ、個人的に心配していますのは、この土地に入る為の道路が非常に狭いという点です。他は、問題ございませんので、お願い致します。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>37</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>37</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>6 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>38</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>実家の建て替えを検討されていましたが、道幅が狭く重機などが入らない為に、建て替えができないという事になっていたようです。</p> <p>土地を探されていたところ、譲渡人のこの土地が見つかりました。この土地の周囲には何軒も住宅がありますので、問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>38</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>38</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上 <u>2</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。</p>
<p>議 長</p>	<p>進行の都合上、先に<b>報告事項</b>について確認します。</p> <p><b>農地改良届</b>について  地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>

5 番委員	この土地の周辺はすでに、畑です。変更理由は、田を畑にするためとありますが、近隣に影響はございませんので、問題はないと思います。
議 長	<b>利用目的の変更届について</b> 地元委員さんの確認報告をお願いします。
2 番委員	用水費の節約の為に、利用目的を田から畑に変更します。以前は草が生えていましたが、現在はきれいにされています。荒らさないように、作物を植えてください、とお願いしています。
議 長	<b>農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</b> 地元委員さんの確認報告をお願いします。
13 番委員	1 番は、先ほどの所有権移転に伴う解約ですので問題ありません。  2 番は、借受人が耕作されていましたが、この度解約されます。次に耕作される方は、検討中です。
8 番委員	3 番は、借受人は水稻中心に農業をされています。この土地は、水の便や水もちが非常に悪いので、大豆などを作られておりましたが、それも困難になってきたそうです。この土地を耕作される方が、他にでてこられたので、解約されます。
2 番委員	4 番は、先ほどの所有権移転に伴う解約です。次の利用権設定で、引き続き借受人が耕作されます。
1 番委員	5 番は、借受人がかわります。それに伴う解約です。  6 番、7 番、8 番は、借受人が一緒の方です。別の方が耕作されるため、解約されます。
10 番委員	9 番は、所有権移転に伴う解約ですので問題ありません。
議 長	<b>議案第 64 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 116) (案) の決定に対する意見について、所有権移転に関するもの 1 件議題といたします。</b> 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	本計画は、2 月の総会で承認された議案第 58 号の利用集積計画に基づき岡山県担

議 長	<p>い手育成財団へ所有権移転を行った件について、購入者に売渡すものです。では、個別の事案を説明します。（事案説明）</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長  8 番委員  議 長	<p>農用地利用集積計画書（NO. 116）につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>特に問題はありません。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、NO. 116 につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議がございませんので、矢掛町農用地利用集積計画書（No. 116）（案）については、計画書どおり決定いたします。</p>
議 長  事 務 局  議 長  1 番 委 員  事 務 局	<p><b>議案第 65 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」の決定について</b></p> <p>議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>本件は、農林水産省からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき作成した農業委員会の1年間の活動計画について、点検・評価を行い、その結果をHPに公表し地域の農業者等の意見を求めるための（案）を審議するものです。今回審議していただき決定した内容は、矢掛町ホームページに30日間公表し、地域の農業者等の意見を踏まえて修正した後、再度審議していただく予定です。では、内容について説明させていただきます。</p> <p>（議案朗読説明）</p> <p>事務局の説明が終わりました。「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」につきまして、ご意見はありませんか。</p> <p>新規参入者の達成率が非常にいいようですが、新規就農者ですか。</p> <p>はい。数年前に農業に参入された方や、2年の研修期間を終えた人などが認定就農</p>

議 長	<p>者となったのが今年度のカウントに重なったこともあり、達成率が上がってます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、点検・評価(案)のとおり、作成することを議決します。今後、ホームページ等を活用し点検・評価(案)を公表し、地域の農業者等から意見及び要望等を30日間募集します。寄せられた意見及び要望等を踏まえ、補正の上、点検・評価を決定し、ホームページ等で公表することとします。</p>
議 長	<p><b>議案第 66 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の決定について</b></p> <p>議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>本件は、議案第65号と同様に農林水産省からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき作成する来年度の計画です。</p> <p>それでは、内容について説明させていただきます。</p> <p>(議案朗読説明)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の決定につきまして、ご意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、活動計画(案)のとおり、作成することを議決します。今後、ホームページ等を活用し活動計画(案)を公表し、地域の農業者等から意見及び要望等を30日間募集します。寄せられた意見及び要望等を踏まえ、補正の上、活動計画を決定し、ホームページ等で公表することとします。農業委員会は、決定した活動計画に基づいて活動を行うこととします。</p>
議 長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。</p> <p><u>10分間休憩</u>の後、<u>10時55分</u>から協議会を開催いたします。</p>